

平成22事業年度

業務実績報告書

独立行政法人 航空大学校

目 次

第1編 業務運営評価のための報告

I	はじめに	2
II	業務運営に関する報告	3
	1. 中期目標の期間	3
	2. 業務運営の効率化に関する事項	3
	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	10
	4. 財務内容の改善に関する事項	25
	5. その他業務運営に関する事項	33

別添資料一覧（別冊）

■ 業務運営評価報告関係資料

資料番号	資料タイトル
1 - 1	職員の国等との人事交流
1 - 2	単発事業用課程に係る教育シラバス等の変更について
1 - 3	運用業務処理規程の電子化
1 - 4	整備管理のオンライン化について
1 - 5	コスト分析
2 - 1	操縦訓練のための姿勢記録装置と飛行再現システムの構築
2 - 2	訓練機の性能評価等に関する調査・研究について
2 - 3	操縦士養成に係る調査について
2 - 4	パイロットレポート等に係る評価の一例
2 - 5	資質の高い学生の確保
2 - 6	総合安全方針 平成21年度安全業務計画
2 - 7	鹿児島空港における胴体着陸事故について
2 - 8	安全管理システムの導入について
2 - 9	民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況
2 - 10	航空思想の普及・啓発のための行事
3 - 1	予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額
3 - 2	平成21年度随意契約内訳

第 1 編

業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人航空大学校の平成21年度の業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標値 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 年度計画における目標値設定の考え方

② 実績値及び取組み

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 年度計画における目標設定の考え方

② 当該年度における取組み

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育に係るコスト構造の明確化を図るとともに、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

(1) 組織運営の効率化

乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、教育業務全般の精査・見直しを行い、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた組織のスリム化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた業務の見直しを図るものとし、以下の措置を活用した効率化を段階的に推進することにより、これらの業務に従事する常勤職員数を中期期間中に約10%程度削減する。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、整備管理業務の一部（年間整備計画の策定業務、法定検査業務、部品管理業務、仕様変更等による技術管理業務及び品質管理業務等）についても民間委託等を図る。
- ② 運航管理業務のうち飛行計画業務、運航情報業務、気象情報業務、対空通信業務、運航調整業務等の民間委託等を図る。
- ③ 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。

(年度計画における目標値)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化に関する年度計画

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について以下のとおり見直しを行う。また、あわせて、年度末までに常勤職員数を4名削減する。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、器材管理業務を中心に整備管理業務の一部の民間委託等を推進する。
- ② 契約職員による運航管理業務の実施状況を考察し、同業務の効率化を推進する。
- ③ 継続して内部事務の簡素化、集約化により、管理業務の効率化を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について下記による見直しを行うことにより、常勤職員数2名の削減を図ることとした。

- ① 整備事業者が航空法に基づく整備検査認定事業所であり、かつ長年にわたる航大機の整備実績を有していることから、器材管理業務の民間委託等を推進する。
- ② 契約職員による運航管理業務の実施状況を考察することにより、同業務の効率化を推進する。
- ③ 事務管理部門において、事務の簡素化、集約化を図る。

② 実績値及び取組み

各業務について見直しを行い、常勤職員2名を削減した。

- ① 発動機・プロペラなどの時間管理部品について、修理作業発注から完了後の保管まで管理を委託し、常勤職員を1名削減した。
- ② 運航管理業務の現場業務について、仙台分校において同等業務の（有資格者）経験者を契約職員として採用し、業務の一部を常勤職員から契約職員に移行して常勤職員を1名削減することにより、業務の効率化を推進した。
- ③ 入学試験職務適性に係る分析・評価に係る一般競争について、総合評価落札方式を導入し、委託先の審査業務の簡素化を図り、適正かつ効率的に評価した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ① 整備検査認定事業所とは、航空法第20条に基づき整備及び検査の能力が国交省令で定める技術上の基準に適合するものとして認定されている事業所のことをいう。

（中期目標）

2. 業務運営の効率化に関する事項

（2）人材の活用

乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、本中期目標期間より非公務員型の独立行政法人へ移行することを踏まえ、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

（中期計画）

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

(年度計画における目標値)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(2) 人材の活用に関する年度計画

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

① 年度計画における目標値設定の考え方

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、過去の人事交流実績により10%程度に設定した。

② 実績値及び取組み

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約18% (21人) について、国等との人事交流を行った。 **【資料1-1参照】**

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

※航空大学校の役職員数117名

(内 訳)

役員3名 (理事長、監事2名)

教頭、分校長2名

管理部門職員55名 (企画室、事務局長、総務課、会計課、教務課、整備課、運用課)

実科教官45名、学科教官11名

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

教育・訓練業務の効率化を図るため、現行の養成期間(2年間)を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

① 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の735時間から約510時間程度に、多発・計器課程については現行の205時間から約150時間程度にそれぞれ短縮するとともに、宮崎学科課程の養成期間を現行の6ヶ月から4ヶ月に短縮する。

ロ 実科教育においては、多発・計器課程における実機による操縦演習を現行の65時間から約70時間程度に充実させるとともに、同課程の養成期間を現行の6ヶ月から8ヶ月に延長する。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(3) 業務運営の効率化に関する年度計画

① 教育・訓練業務の効率化

・引き続き単発事業用課程（帯広・宮崎）も含めた新シラバスについて評価を行い、さらに効果的・効率的なシラバスの検証を行う。

・多発・計器課程の訓練機材の更新を円滑に実施するとともに、効果的・効率的な教育方法の検討を行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

単発事業用課程も含めた新シラバスについて評価を行い、さらに効果的・効率的なシラバスの検討を行うことにより教育・訓練業務の効率化と質の向上を図る。

② 当該年度における取組み

課程毎の学生へのアンケート調査を継続的に実施しており、検証にあたって調査結果等を踏まえた評価を行い、シラバスの高質化に努めている。

単発事業用課程において、訓練のフェーズを組み換えた新シラバスによる教育を行い、帯広課程修了時の状況について検証を行った。検証では特に問題は認められなかったが、対象者が少ない（2回期35人）ため、引き続き検証を継続して新シラバスの完成度の向上に努める。

また、単発事業用課程修了における最終技能審査の見直しを行い、最終技能審査細部実施要領を改定して技能審査の合理化を図った。

さらに単発事業用課程において、従来の時間ベースから仕上がりベースの技量の見極めに移行すべく、150時間以上であれば最終技能審査が受検できるよう規定の改正を行った。

【資料1-2参照】

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) - ② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) - ② 教育支援業務の効率化

イ 運用業務の効率化

国土交通省の運用する新CADINシステムを計画的に導入し、有効活用することにより運航管理業務の効率化を図る。

ロ 整備業務の効率化

大学校と訓練機の整備委託先等との間をオンライン化し、整備管理情報等の共有化を推進することにより、整備業務の効率化を図る。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(3) - ② 教育支援業務の効率化

イ 運航管理業務の効率化を図るため、規程類の電子化を推進する。

ロ 機体ごとの技術資料(TCD・SB等)に基づく特別作業の実施記録情報をオンラインにより共有化し、管理業務の効率化を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

- ・「運航業務処理規程」の電子化を推進する。
- ・機体ごとの技術資料(TCD・SB等)に基づく特別作業の実施記録情報をオンラインにより共有化し、管理業務の効率化を図る。

② 当該年度における取組

- イ 「運用業務処理規程」の電子化に着手した。 **【資料1-3参照】**
- ロ 機体毎の飛行時間管理及び重要装備品等の時間管理のオンライン化を行った。また計画書(年間約250件)のオンライン化が実施できるよう整備を図った。

【資料1-4参照】

(中期目標)

2 - (3) 業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれ

る当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制すること。

（中期計画）

1－（3）業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

業務の効率化等により一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じ額。）を6%程度抑制する。

（年度計画における目標値）

1－（3）業務運営の効率化に関する年度計画

③ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度予算額に対し18年度当該経費相当分から12%程度抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる一般管理費総額（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた初年度の一般管理費に5を乗じた額。）を6%程度抑制するため、一般管理費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける一般管理費の効率化係数と同等の3%を設定した。

② 実績値及び取組み

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についてあらかじめ削減の措置を図った平成21年度予算内で執行した。

（中期目標）

2－（3）業務運営の効率化

④ 業務経費の削減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制すること。

（中期計画）

1 - (3) 業務運営の効率化

④ 業務経費の削減

業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

（年度計画における目標値）

1 - (3) 業務運営の効率化に関する年度計画

④ 業務経費の削減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度予算額に対し18年度当該経費相当分から4%程度抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる業務経費総額（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた、初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制するため、業務経費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける業務経費の効率化係数と同等の1%を設定した。

② 実績値及び取組み

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についてあらかじめ削減の措置を図った平成21年度予算内で執行した。

（中期目標）

2 - (3) 業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。

（中期計画）

1 - (3) 業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。

（年度計画）

1 - (3) 業務運営の効率化に関する年度計画

⑤ 教育コストの分析・評価

引き続きコスト構造の明確化を図るため分析・評価に資するデータを蓄積するとともに、より適切な分析・評価手法を検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

各校毎の教育業務費と教育支援業務費の比率を比較し、教育コストの分析・評価手法の検討に努める。

② 当該年度における取組み

各校毎の教育業務費と教育支援業務費の比率を比較し、データを蓄積して、各校の項目別の経費の推移比較など、教育コストの分析・評価手法の検討に努めた。

【資料 1 - 5 参照】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦者を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。

- ① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、乗員養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。

教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ①・航空会社との意見交換会を年1回以上実施し、エアラインパイロットに求められ

る知識・技能を把握する。

- ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。
- ・各種の講習会、セミナー等に参加することにより教官研修の充実を図る。
- ・操縦教官の技能審査を各人1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

航空輸送の基幹操縦要員を安定して養成する目的から、基礎教育課程として学生に付与すべき教授内容を明らかにするため、次の方策を目標として設定する。

- ・エアラインパイロットに求められる知識・技能の最新の状況を把握するため、航空会社との意見交換会を年1回以上実施する。
- ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘し情報の共有を図る。
- ・教官研修の充実のため、年一回以上、各種の講習会、セミナー等に参加させる。
- ・教育技法の向上と標準化のため、操縦教官の技能審査を各人年1回実施する。

② 実績値及び取組み

- ・航大卒業生との意見交換会を以下の日程で実施した。(仙台：4月、宮崎：5月、帯広：6月)
- ・下半期に1名、エアラインオブザーブを行い、知識・技能の把握に努めた。
- ・航空会社の運航乗員部等との意見交換を実施した。(宮崎：7月)
- ・エアラインパイロットOBを教官として招聘している。
- ・MP Lに係る航空会社との会議を実施した。(宮崎：6月、仙台：8月、帯広：8月)
- ・小型機航空安全セミナーに3校から計6名の教官を派遣した。
- ・操縦教官各人に対し、定期技能審査を実施して教育技能の向上及び標準化に努めた。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ② 操縦技量の一層の平準化を図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ② 操縦技量進度の遅れた学生に対して実施する追加教育の上限時間数を、現行の事業用課程及び多発・計器課程で各10時間から、それぞれ教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大する。

また、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検討を行い、教育に反映する。

(年度計画における目標)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

② 教育時間の追加及び短縮の効果について検証を進めるとともに、さらに効果的な実施方法等について、教育課題検討会において検討を継続する。

① 年度計画における目標設定の考え方

操縦教育を行う際に進度が遅れた学生に対して実施する追加教育をさらに合理的なものとするため上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大するとともに、事後の教育の質の向上に還元させるため、その効果について検証を進める。

② 当該年度における取組み

追加教育の効果について引き続き検証を進めるとともに、追加教育のより効果的な実施方法等について教育課題検討会を中心に検討を継続し、特に進度の遅い学生に対して、フェーズの早い段階から追加教育を最大限活用することが追加教育実施者の技能審査不合格率を減少させ、結果として学生の技能の平準化に効果的であるとの結論を得た。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

③ 乗員養成に係る教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。

イ 航空機の運航に関する基礎的研究

ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究

ハ 国内外の主要な乗員養成機関等を対象に操縦士養成に関する実態調査・研究

ニ 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際民間航空機関（ICAO）等の国際基準に関する調査・研究

ホ ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させる。

イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を継続して進める。

ロ 新シラバス及び新機材による教育の検証を継続しつつ、標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。

ハ 国内外の乗員養成関連機関等に教職員を派遣し、乗員養成の実態調査を継続して行う。

ニ 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準について、調査研究を継続して進める。

ホ 航空大学校を含む過去の事例等を活用した操縦士に係るヒューマンファクター及び運航安全に関する調査・研究を進める。

① 年度計画における目標設定の考え方

中期計画に掲げられている「成果の活用・普及」に積極的に取り組むと共に、第1期中期計画期間からの継続研究についてもその進展を図ることとした。

② 当該年度における取組み

教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させた。

イ 「訓練機の基礎特性に係る情報集積システムに関わる基礎研究」について、中間報告を行うとともに、サンプルデータの蓄積など情報集積システム構築における課題を提起した。 【資料2-1参照】

教育技法の向上のため、最大性能が得られるよう性能評価として以下の研究飛行を行い、その成果が研究論文となるよう取りまとめを行った。

「vy上昇による定常上昇」

「SLIP APPにおけるA/S90kts」の妥当性の検証

【資料2-2参照】

ロ これまでの経験を踏まえ、単発事業用課程について、教育内容・手法・評価法も含めシラバスの変更を行った。今後、検証を行っていく。

(6頁 ② 当該年度における取組み参照)

ハ 米国カンザス州ウィチタのフライトセーフティ・インターナショナル社において乗員養成に係る調査を行った(9~10月)。特に身体要件等に関する調査については、結果を受けて身長要件の見直し(163cm以上→158cm以上)を行った。また、同国カリフォルニア州ナパのJALナパ訓練所において実機飛行に関する調査を実施した(12月)。 【資料2-3参照】

さらに、MCC (Multi Crew Co-Operation) に係る予備研修として4名の教官をJALテクニカルセンターに派遣した。(7月)

ニ 海外のMPL導入状況に係る研究報告及び航空大学校におけるCBT (Competency Based Training)の導入に係る研究報告を刊行した。

ホ 安全委員会において、Pilot Report等のデータを集積し、安全管理システム (SMS : Safety Management System) の導入に向けた分析・評価の試行を行ったところである。

【資料2-4参照】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・MCCとは、機長、副操縦士がそれぞれの職責を全うしながら相互監視のもと共通の認識を図り相互に協力して密接な連携を維持する関係にある運航乗務員の機能である。

・MPLとは、2006年11月に国際民間航空機関において新しく設定された、操縦に2人を要する航空機の副操縦士に限定した操縦士資格で、国際民間航空条約付属書でそのための経験要件等を定めているが、具体的な基準は各国に委ねられている。我が国では、准定期航空運送用操縦士の資格の創設のため、第174回国会(常会)に航空法の一部を改正する法律案の提出(平22.3.11)がなされたところである。

・CBTとは、パフォーマンスに重点を置いた訓練及び査定方式で、必要なパフォーマンスを特定し、そのパフォーマンス基準に達するまで訓練を実施する訓練方式である。

・安全管理システム(SMS : Safety Management System)とは、シカゴ条約第6付属書第1部第1章等によれば、「安全管理のための体系的なアプローチであり、必要な組織体制、責務、方針及び手順を含むもの」と定義されている。

また、ICAO Safety Management Manualでは、「安全管理においてはハザードの特定及びリスク管理に対する体系的なアプローチに重点がある。」とされている。このように安全管理は、法令その他の技術基準に適合して安全を確保し、事故やトラブルが発生した場合にはその原因を調査し再発を防止するという「事後的(reactive)」アプローチに加えて、事故やトラブルの予兆となるハザードを把握し、そのリスクを評価し、これを低減するという「予防的(proactive)」取組を体系的に実施することにより、更なる安全性の向上を図ることである。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

④ 教育機材及び教育施設等の充実を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等を計画的に整備し、効率的かつ効果的な自主学習環境を充実させる。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ④ コンピューターやインターネット等を活用した座学の充実、教育機材及び施設等の整備を推進する。

① 年度計画における目標設定の考え方

自主学习教材の充実を図るため CBT(Computer Based Training) 教材の整備を進める。また、コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等の整備を推進する。

② 当該年度における取組み

航空無線通信士の国家試験受検に対応した自学自習用の教材を作成し、学生が入学前からホームページを通して学習できるよう整備を図った。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名(ただし、平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。また、資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名(ただし、カリキュラム移行期にあたる平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。

資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

⑤ 年間の養成学生数を72名とする。

資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等の媒体を活用した広報活動を展開するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を継続する。また、航空会社の採用担当者等と情報交換を行いつつ、入学試験の内容及び実施方法等を継続的に検証する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ・中期目標・中期計画に基づき年間養成学生数は72名とする。
- ・電子媒体を利用した広報活動を更に充実させる。
- ・総合適性試験を含む入学試験方法の有効性について検証を継続し、更なる資質の高い学生の確保に努める。

② 実績値及び取組み

- ・平成21年度の年間養成学生数は72名を確保した。
- ・継続的な広報活動を実施した結果、22年度入学試験における受験者数は633名を確保した。 **【資料2-5参照】**
- ・情報提供の効果を高めるため、ホームページをリニューアルし、改善を図った。
- ・航空会社の採用担当者等と情報交換を行い、22年度入学試験から身体検査合格基準の一部(視機能)を緩和した。
- ・また、新型訓練機の導入に併せ、検証のうえ23年度入学生から身長基準を見直し、受験生の拡大を図ることとした。
- ・その他、平成17年度から導入した総合適性試験(筆記による操縦士適性試験)の有効性に関し、当該成績と入学後の成績において一定の相関は得られたが、更なる有効性について引き続き検証を行っている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・養成人員72名を確保するために、平成22年度は、補欠対象者数を10名とした。
※補欠合格者は最終試験において合格基準に達している者である。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空技術安全行政の重要な課題であり、大学校においても以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

- ① 安全最優先の意識を徹底するとともに、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施するための方法を拡充すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップ下で総合安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(2) 航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として、総合安全推進方針に基づき平成22年度安全業務計画を作成し、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進する。また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

航空大学校は28機の訓練機を運航する機関であることから、安全運航の確保は全てにおいて最優先しなければならない。当校ではこのような考え方にに基づき、毎年、安全業務計画を作成し、それに従って安全対策を講じている。また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

② 実績値及び取組み

・平成21年度安全業務経計画に基づき各校の安全委員会を中心に毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進した。
【資料2-6参照】

また、宮崎本校、帯広分校合同で航空事故処理訓練を実施した(7月)。仙台分校においても航空事故処理訓練を実施した(10月)。

・その他、各校とも空港が行う消火救難訓練に参加した。(宮崎本校：宮崎空港消火救難総合訓練(22年3月)、帯広分校：帯広空港消火救難訓練(10月)、仙台分校：仙台空港消火救難隊訓練(11月))

・平成21年10月30日、鹿児島空港で訓練機が胴体着陸する事故が発生した。これについては、早急に機体の特別点検を行うとともに、運用面での安全対策及び全教官・学生への安全教育を実施し、地元等への説明を行った後、訓練を再開した。(11月9日) 今後は、運輸安全委員会による事故調査の進展及びその結果を踏まえて適宜対策を見直すとともに、さらに幅広く安全対策を実施することとしている。

【資料2-7参照】

・また、中長期的な対策の一環として、安全運航の確保のため、平成22年度の安全管理システム(SMS: Safety Management System)の導入に向け、安全管理規程を整備しているところである。
【資料2-8参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ② 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する安全監査を定期的実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ② 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(2) 航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画

- ② 総合安全推進会議の策定した安全監査プログラムに基づき、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

・航空大学校の安全運航を確実なものとするため、全校において、年1回の定期的な安全監査を実施する。

② 実績値及び取組み

・総合安全推進会議は安全監査プログラムを策定し、これに基づき各校に対する安全監査を実施した。（帯広分校：10月、仙台分校：12月、宮崎本校22年2月）

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ③ 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ③ 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(2) 航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画

- ③ 引き続き飛行訓練移行前から航空安全として計画的に学生に対する安全教育(宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間)を実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え

学生訓練の初期段階から、過去の航空事故事例の紹介等による安全教育を実施し、遵法精神の定着やヒューマンエラーに関する理解などを深める。

② 実績値及び取組み

シラバスどおり安全教育を実施した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ④ 役職員の安全意識の向上を図るために外部講師等による安全教育を実施すること。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、安全情報の周知・徹底等を図るための活動を推進すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ④ 学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(2) 航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画

- ④ 組織全体の安全意識の向上を図るため、外部講師による役職員への安全教育を年1回実施する。また、各校において安全委員会を月1回開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討及び安全情報の周知・徹底等を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え

外部講師による安全教育を受けることにより、航空大学校の安全意識を広い視野に立ってブラッシュアップする。

② 実績値及び取組み

- ・ J A L の操縦教官を講師として宮崎本校に招き「SMSの概要とJ A Lの現状」についての講演の視聴により役職員及び学生への安全教育を実施した（22年2月）。講演についてはTV会議システムにより帯広及び仙台分校においても視聴した。さらにDVD録画録音を教職員が必要に応じ、適宜、視聴することにより、特に今後導入する安全管理システム（SMS：Safety Management System）への理解をより深めるとともに、講演内容を受け安全情報の分析・評価を行った。
- ・ 各校において安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全確保に係る活動を推進した。
- ・ 各校から教職員をJ A L安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を行った。（22年2月）
- ・ 21年6月に旭川で実施された「第2回北海道道東空港合同航空管制技術交流会」に帯広分校から操縦教官1名が参加し、安全情報の入手及び交換を行った。
- ・ その他、管制官、運航情報官と意見交換を行った。（宮崎本校：6月（管制官）、仙台分校：6月（管制官）、22年2月：（管制官、運航情報官）、帯広分校：12月（管制官）

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。

（年度計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実に関する年度計画

- ① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

国土交通省の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練について要請のある場合は積極的に受け入れ実施する。

② 当該年度における取組み

国の訓練計画に対応し、航空従事者試験官9名の技量保持訓練を実施した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制／基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実に努める。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実に関する年度計画

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実に努めるため、随時、国土交通省との間で意見交換を行い、連携強化に努める。

① 年度計画における目標設定の考え方

航空大学が進める「航空技術安全行政への支援」を適切に実施するため、ニーズに即した調査・研究を推進するとともに、国土交通省の関係部署との連携を強化する。

② 当該年度における取組み

・ I C A O の基準において2011年11月から操縦士養成機関に対して導入が義務づけら

れる安全管理システム（SMS）について、ICAOマニュアルの調査を行い、「操縦士養成機関連絡会議」において操縦士の養成を行っている使用事業者・私立大学や国土交通省航空局に説明を行った。

・また、航空局が主催する「航空機の操縦士技能証明制度の在り方検討会」に役職員を派遣し、操縦士技能証明に係る新しい制度の検討に貢献した。これらのことも含め、航空局とは頻繁に意見交換を行っている。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（4）成果の活用・普及

- ① 大学校がこれまで培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図ること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（4）成果の活用・普及

- ① 乗員養成に係る標準的な教育教材や教育・訓練内容（シラバス）の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策等の安全管理手法の指導等を通じ、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

（年度計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

（4）成果の活用・普及に関する年度計画

- ① 乗員養成に係る標準的な教育教材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

乗員養成に係る標準的な教育教材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

② 当該年度における取組み

- ・操縦士養成連絡会議を開催し、情報交換等を行った。（12月） **【資料2-9参照】**
- ・学科試験問題検討委員会に委員を派遣した。（4月、7月、22年1月、3月）
- ・日本航空機操縦士協会（JAPA）主催のシンポジウム「明日の乗員養成を考える」にパネリストを派遣した。（5月）

- ・教官養成ハンドブックの編集作業を継続中である。（編集会議：4月、7月、8月、22年3月）
- ・その他、22年1月に気象庁帯広空港出張所の依頼により「P A I L O Tが気象に望むこと」を主題とした講義のため、帯広分校から教官を派遣した。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（4）成果の活用・普及

- ② 航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（4）成果の活用・普及

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

（年度計画における目標値）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

（4）成果の活用・普及に関する年度計画

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

従来から「空の日」の行事は、宮崎本校、帯広・仙台両分校とも恒例の行事として浸透しており地元からも期待が寄せられている。また、「航空教室」と「市民航空講座」を積極的に行うことによる地域住民への航空思想の普及と航空大学校のより一層のP R活動のため、21年度も「空の日」1回、「航空教室」4回程度、「市民航空講座」を2回程度とした。

② 実績値及び取り組み

3校とも「空の日」行事を行った。また、3校全体で、「航空教室」を15回、「市民航空講座」を9回実施し、航空思想の普及、啓発に努めた。

	空の日	航空教室	市民航空講座
宮崎本校	1回実施	5回実施	3回実施
帯広分校	1回実施	6回実施	4回実施
仙台分校	1回実施	4回実施	2回実施

【資料２－１０参照】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

上記活動以外にも航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして下記の活動を平素より実施している。

- ・ ホームページの活用による航空大学校紹介活動
- ・ 航空思想普及のための施設見学
- ・ 航空大学校のPRとなるマスコミ等への情報の提供

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 企画調整機能の拡充

事業運営における一層の効率化を推進するとともに、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、企画調整機能の拡充を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 企画調整機能の拡充

一層の効率化の推進、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、事業・安全確保・調査研究に関する企画調整機能及びそのための体制の強化を図る。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(5) 企画調整機能の拡充に関する年度計画

継続的に予算執行管理会議を開催し、事業運営に係る企画調整機能の充実を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

事業運営の一層の効率化、業務の質の向上等を図るため、19年度から設置した予算執行管理会議を継続的に活用し、事業運営等に係る企画調整機能を更に充実させる。

② 当該年度における取組み

事業運営の一層の効率化及び業務の質の向上等を図るため、予算執行管理会議を月1回開催し、事業運営に係る予算の適切な執行及び管理を行った。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 業務の効率化に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(2) 人件費削減の取り組み

- ① 人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこと。
- ② 給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積を含む。)

- (1) 予 算 別紙1のとおり
- (2) 収支計画 別紙2のとおり
- (3) 資金計画 別紙3のとおり

(年度計画における目標値)

3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画
- (1) 予 算 別紙1のとおり

① 年度計画における目標値設定の考え方

予算計画については、運営費交付金の算定ルールに従い算定した。

② 実績値及び取組み

別紙1～3のとおり

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

収入については、施設整備補助金について契約差金により計画額を下回ったが、業務収入が雑収入により増加したため、年度計画額を達成できた。

また、支出においては、燃料費の高止まり及び訓練機事故に伴う修理費用により業務経費の実績額が当初予算より増加することとなったが、人事院勧告に準拠した給与等の減額改定及び年度終盤の天候不良による予定訓練時間の減少のため21年度予算内で執行できた。

なお、予算、収支計画及び資金計画の年度計画に対する取組み状況は、別紙1～3のとおりであり、年度計画額に対する実績額の差額（増減）については、下記資料のとおりである。
 <予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額> 【資料 3-1 参照】

① 随意契約の適正化について

- 平成20年度に引き続き平成19年に策定した随意契約の見直し計画に基づき、随意契約可能額の設定等の規程類を国と同額の基準にし、競争性のない随意契約から一般競争入札等に移行し、随意契約の比率の引き下げを図った。なお、随意契約の見直し計画の実施状況の公表はホームページ上で随時行っている。

平成19年度、平成20年度及び平成21年度の契約状況については以下のとおり

平成19年度	件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア
一般競争	38件	1,280,054千円	90.52%	56.72%	86.70%
指名競争	6件	86,072千円	87.75%	8.95%	5.83%
随意契約	23件	110,230千円	90.09%	34.33%	7.47%
契約合計	67件	1,476,355千円	92.53%	—	—

						平成19年度との差	
平成20年度	件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア	件数	契約額
一般競争	53件	1,460,439千円	88.37%	76.81%	95.01%	15件	180,385千円
指名競争	1件	840千円	58.88%	1.45%	0.05%	△ 5件	△ 85,232千円
随意契約	15件	75,895千円	99.52%	21.74%	4.94%	△ 8件	△ 34,334千円
契約合計	69件	1,537,174千円	89.50%	—	—	2件	△ 60,819千円

						平成19年度との差	
平成21年度	件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア	件数	契約額
一般競争	46件	1,384,402千円	86.51%	88.46%	98.57%	8件	104,347千円
指名競争	0件	0千円	0%	0%	0%	△ 6件	△ 86,072千円
随意契約	6件	20,087千円	100%	11.54%	1.43%	△ 17件	△ 90,142千円
契約合計	52件	1,404,489千円	87.09%	—	—	△ 15件	△ 71,867千円

※本契約状況は、会計法第33条、予決令第99条のいわゆる少額随契は含まない。

不落随契については、当初の契約方式に含む。

計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

- 平成21年度随意契約については、6件該当があるが、内容、移行困難な理由、移行予

定は、下記資料のとおりである。

＜平成21年度随意契約内訳＞【資料 3-2 参照】

・当校の平成21年度一般競争契約等46件において、1者応札となった契約は、不落随契3件を除き、43件中17件(40%)となっており、昨年度より減少している。1者応札の主なものとしては航空機運航に係る航空機燃料購入契約、航空機保守作業が該当する。

航空機燃料については、特殊な物品であることや一定規模の数量を調達する必要もあり、請負可能な業者が僅少で、入札参加者が少なく1者応札となり、また、航空機保守作業については、当校は航空機を各校10機程度保有しており航空機の保守作業を行うには相当規模の人員、技量が必要となり入札参加者が少なく1者応札となった。

なお、1者応札となった契約については、今後も複数による競争が難しい状況が考えられるが、入札参加者増加に向けて入札公告期間を通常よりも長く確保し、参加資格も必要最低限のものとし、入札説明会及び入札会場を供給地または請負地で行うこととするなど、今後も引き続き参加しやすい方策を検討していくこととしたい。

・平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」の進捗状況については、水道料や通信専用料の真にやむを得ないものを除く残り1件について、平成22年度契約執行において総合評価落札方式による一般競争入札へ移行し、これにより「随意契約見直し計画」の達成を図った。

・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、契約事務手続に係る執行状況を審査するため、当校監事及び外部委員(3名)による契約監視委員会を設置し、一般競争入札における1者応札案件、随意契約案件等の適正性に関する諮問を行い意見、指摘事項等の答申を受け、平成22年度の契約事務について、意見、指摘事項を反映させて行うこととした。

・契約規程類については、一般競争入札契約の総合評価落札方式の実施のためのマニュアルや公募の実施のための規程を整備し、適切に運用することとした。

・監事監査について、毎年1回各校において実施し、引き続き随意契約の見直しについての監査項目を設け重点的に監査を行っている。契約の内容方法等については随時書面により確認をしており特段の指摘事項はない。また、案件ごとの随意契約理由については入札参加者選定審査会に諮り審査を行っている

・公益法人等に対する随意契約については契約実績が無い。なお、当校関連法人はない。

・契約案件の第三者への委託については、契約書に条項を設け当校の承認のない限り認めていない。

② 保有資産の管理・運用について

当校の3校(宮崎、帯広、仙台)保有の実物資産については、教育業務に資するもので、活用状況を把握し、適切な管理・運用を行っており、当校の養成人員に対する資産規模は適切で遊休資産はない。また、維持管理経費、利用収入等についても把握している。

宮崎、帯広、仙台の3校において資産を保有し、業務を行っていることについては、各校の課程で訓練内容が異なることに鑑み、定期便等への影響、訓練空域の制約、騒音の問題に配慮しつつ効果的・効率的な訓練を実施するための教育体制を必要とするからである。

アウトソーシング等による効率化及び利用拡大については、当校の保有資産は操縦士教育

業務に資するものであるため、外部への貸付等による自己収入拡大の取組は行っていない。

現状では遊休資産はないが、今後の乗員供給ソースの多様化を踏まえた当校の養成規模の変更や周辺環境の変化等により、資産の有効活用が図れる場合は、効果的な処分等を検討していく。

なお、整理合理化計画で処分等することとされた資産はないが、監事監査においても実物資産の適切な管理状況について監査している。金融資産、知的財産等は保有していない。

予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	2,653		
施設整備費補助金	103		
業務収入	127		
計	2,883		
支 出			
業務経費	1,218		
教育経費	1,218		
人件費	1,313		
施設整備費	103		
一般管理費	249		
計	2,883		

【人件費の見積り】

年度中総額983百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

収支計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	2,910		
經常費用	2,910		
一般管理費	352		
減価償却費	27		
教育経費	1,218		
人件費	1,313		
財務費用	0		
臨時損失	0		
収益の部	2,910		
運営費交付金収益	2,653		
施設費収益	103		
業務収益	127		
資産見返運営費交付金戻入	26		
資産見返物品受贈額戻入	1		
雑益	0		
臨時利益	0		
純利益	0		
目的積立金取崩額	0		
総利益	0		

【注記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

資金計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	2,883		
業務活動による支出	2,780		
投資活動による支出	103		
財務活動による支出	0		
次期中期目標の期間への繰越金	0		
資金収入	2,883		
業務活動による収入	2,780		
運営費交付金による収入	2,653		
業務収入	127		
その他の収入	0		
投資活動による収入	103		
施設整備費補助金による収入	103		
その他の収入	0		
財務活動による収入	0		

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

(年度計画における目標値)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

予見し難い事故等に対応するため、短期借入金の限度額500百万円とする。

② 実績値及び取組み

短期借入を行わなかった。

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

5. 重要な財産処分等に関する計画

宮崎本校(宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2)の土地の一部、664.21㎡を公共目的に資するため有償にて譲渡する。

(年度計画における目標値)

宮崎本校(宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2)の土地の一部、664.21㎡を公共目的に資するため有償にて譲渡する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

宮崎本校(宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2)の土地の一部、664.21㎡を公共目的に資するため有償にて譲渡する。

② 実績値及び取組み

重要な財産等の処分を行わなかった。

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

6. 剰余金の使途

- ① 入学希望者数の増加策に要する費用
- ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施
- ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入
- ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

(年度計画における目標値)

計画なし

① 年度計画における目標値設定の考え方

該当なし。

② 実績値及び取組み

剰余金は発生していない。

5. その他業務運営に関する事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(年度計画)

5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

宮崎本校 : 校舎耐震補強工事

仙台分校 : 仙台分校変電設備改修工事

① 年度計画における目標設定の考え方

宮崎本校

・校舎耐震補強工事

仙台分校

・仙台分校変電設備改修工事

② 当該年度における取組み

以下の施設改修工事を実施し、教育環境の充実、安全性の向上を図った。

宮崎本校 : 本館・別館・運用管理局舎サッシ等改修工事

校舎耐震工事実施設計

仙台分校 : 庁舎等耐震工事

(中期目標)

5. その他業務運営に関する事項

(2) 人事に関する計画

業務の見直し及び民間委託等を活用した効率化と共に「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた取り組みを推進し、職員数の削減に努めること。

(中期計画)

7-(2) 人事に関する計画

① 方針

一層の業務運営の効率化及び適正化を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえつつ、適切かつ計画的な人員配置に努める。

② 人件費削減の取り組み

イ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度を基準として、本中期目標期間の最終年度までに常勤職員の約10%程度を削減する。

ロ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(年度計画における目標値)

5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 人事に関する計画

① 方針

業務運営の効率化・適正化、民間委託の推進等により、適切かつ計画的な人員配置に努める。

② 人件費削減の取り組み

イ 中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、平成21年度においては4名削減する。

ロ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。

① 年度計画における目標値設定の考え方

「行政改革の重要方針」(17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、22年度において常勤職員数4名を削減、さらに国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与水準の見直しを実施する。

② 実績値及び取組み

- ・中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、業務の見直しにより21年度においては常勤職員数2名を削減し、適切かつ計画的な人員配置を図った。
- ・国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進めた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)

対国家公務員指数(行政職(一)) 106.3

(参考) 地域勘案 114.9

学歴勘案 107.8

地域・学歴勘案 114.8

対他法人(事務・技術職員)

注) 1. 本調査の対象である事務・技術職員は19名

2. 国家公務員指数は、当校の年齢別人員構成をウェイトに用い、当校の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、当校が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出されている。

当校は、平成13年4月に国土交通省の附属機関から独立行政法人に移行した組織であり、その給与規程は、俸給、各種手当、昇給・昇格基準その他運用等で「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。

対国家公務員指数は、調査対象人員が少ない場合、また、当校のように地方に点在してい

ることにより国からの交流職員の態様等によって必要な手当を支給する場合には、今後も对国家公務員指数に変動が生じるが、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準を維持していくこととしている。

平成22事業年度

業務実績報告書等関係資料

独立行政法人 航空大学校

別添資料一覧(別冊)

■ 業務運営評価報告関係資料

資料番号	資料タイトル
1-1	職員の国等との人事交流
1-2	単発事業用課程に係る教育シラバスの変更
1-3	運用業務処理規程の電子化
1-4	整備管理のオンライン化
1-5	コスト分析
2-1	追加教育の検証
2-2	操縦訓練のための姿勢記録装置と飛行再現システムの構築
2-3	パイロットレポート等に係る評価の一例
2-4	資質の高い学生の確保
2-5	平成22年度安全業務計画
2-6	安全の基本方針
2-7	安全管理システムの導入
2-8	宮崎空港での滑走路上かく座事故
2-9	鹿児島空港での滑走路上かく座事故
2-10	民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況
2-11	航空思想の普及・啓発のための行事
3-1	予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額
3-2	平成22年度随意契約内訳

職員の国等との人事交流

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約23%について、国等との人事交流を行った。

平成22年度 職員数(役員を除く)

H22.4.1現在

	学 科	実 科	総務課	会計課	教務課	整備課	運用課	計
宮崎本校	11	16	12	8	4	6	3	60
帯広分校	—	15	6	—	—	3	3	27
仙台分校	—	14	7	—	—	4	2	27
計	11	45	25	8	4	13	8	114

平成22年度 職員の人事交流実績

	学 科	実 科	総務課	会計課	教務課	整備課	運用課	計
宮崎本校	1	3	4	3	2	1	—	14
帯広分校	—	3	3	—	—	1	1	8
仙台分校	—	—	2	—	—	1	1	4
計	1	6	9	3	2	3	2	26

平成22年度の国等との人事交流
約23%
(114名中計26名)

平成22年度
指数・目標値の
達成度

指数・目標値の10%(11名)を大幅に超える成果を得た。

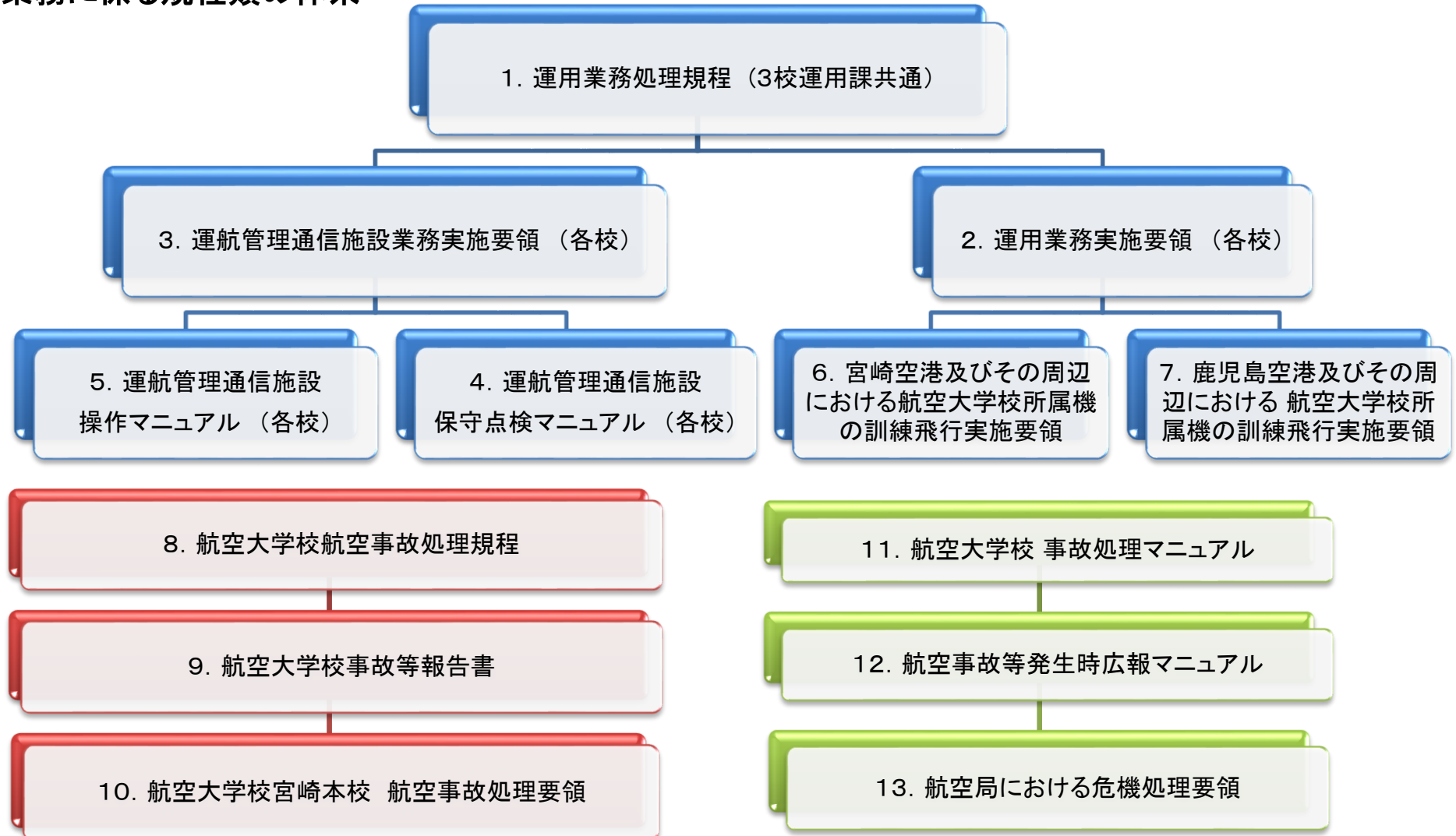
単発事業用課程に係る教育シラバス等の変更

	内容	効果
①帯広課程における訓練構成の見直し	フェーズを6分割から4分割に簡素化	訓練が円滑に進められるようになった。
②帯広課程における単独飛行訓練時間の精査	単独飛行訓練時間を削減し、教官同乗の飛行訓練時間に変更	課程の初期段階において基礎的な技量を定着できるようになった。
③宮崎課程における訓練構成の見直し	フェーズを6分割から5分割に変更し、フェーズⅣの航法訓練中に空中操作、離着陸、基本計器飛行を実施	飛行訓練の天候率を上げるとともに局地飛行科目の定着を図ることができた。
④宮崎における応用計器飛行時間の見直し	FTDによる訓練を活用し応用計器飛行時間を削減	削減した時間を離着陸、空中操作、基本計器飛行、航法の時間に組み替え事業用操縦士としての技量向上を図ることができた。
⑤単発事業用課程の修了要件の見直し	到達基準に達した学生は150時間以上であれば最終技能審査が受験可能	従来の時間ベースから仕上がりベースの技量の見極めが可能になり、訓練の効果および効率を上げることができた。

運用業務処理規程等の電子化

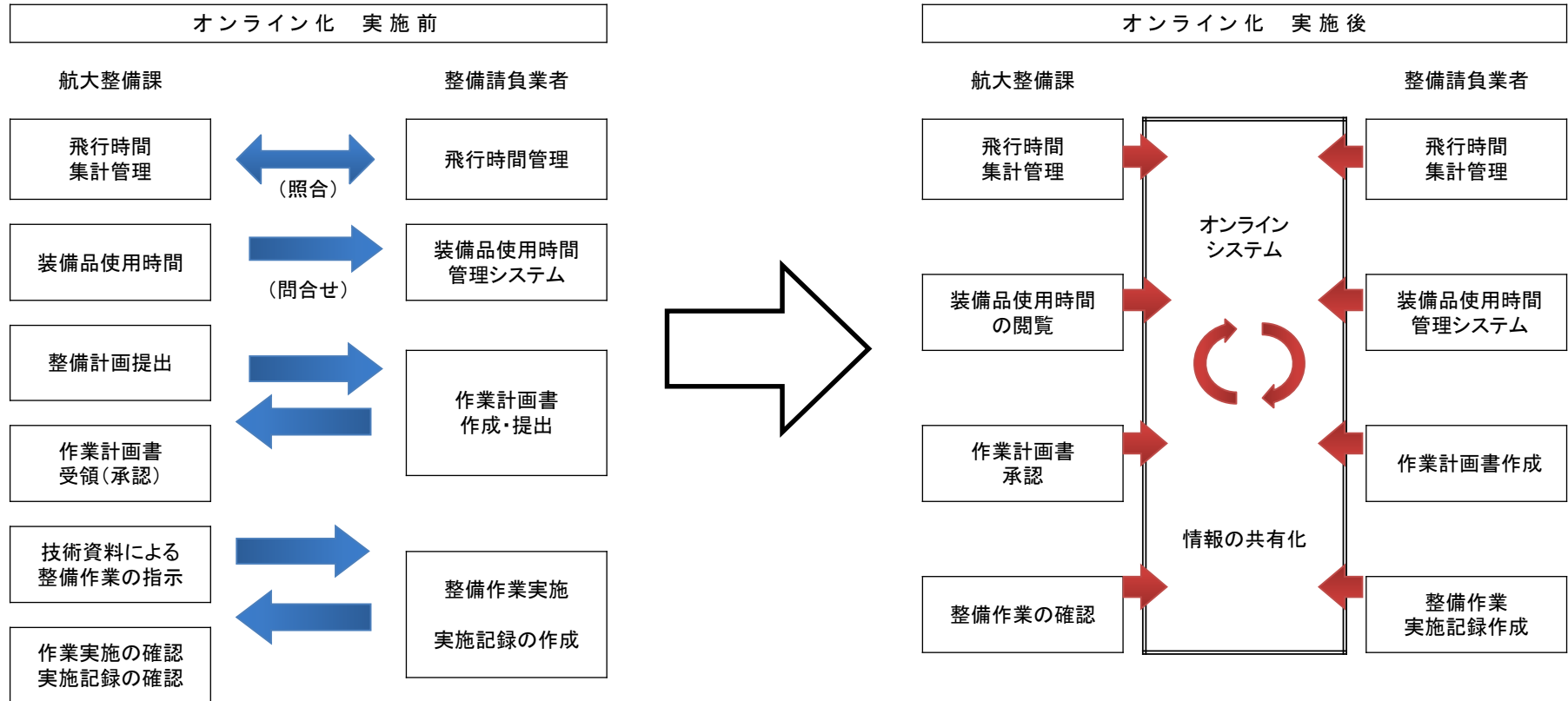
運航管理業務の効率化のために、規程類の電子化を行った。

○運用業務に係る規程類の体系



整備管理のオンライン化

整備委託先との情報共有化をオンライン化し、整備業務の効率化を図った。



オンライン化による効果

飛行時間の集計及び確認	飛行時間集計データを共有化し、機体の進捗状況、月末の確認行為が可能になった。
装備品使用時間の管理	個々の装備品使用時間の情報の共有が可能になり、装備品交換時期などの情報が整備課で閲覧可能になり、故障発生時に部品の履歴の入手が容易になった。
作業計画書の承認	機体毎に年間約25件、10機で250件の作業計画書の書類の手渡し行為が無くなり業務の軽減となった。また、最新の整備計画及び作業計画の情報が共有され、作業内容及び今後の整備予定の確認が容易になった。
技術資料に基づく作業の記録	技術資料(TCD・SB等)に基づく作業の整備記録を整備請負業者と共有化することにより、常に最新の情報を確認することが可能になり、過去の作業の集計、調査など容易になった。

航大の運営に係る経費のコスト構造

(百万円)

	平成18年度				平成19年度				平成20年度				平成21年度				
	宮崎	帯広	仙台	合計	宮崎	帯広	仙台	合計	宮崎	帯広	仙台	合計	宮崎	帯広	仙台	合計	
教育業務	734	531	597	1,863	748	561	652	1,960	700	579	664	1,943	728	555	632	1,915	
教育業務	一般管理費	1	1	1	3	1	2	0	4	1	1	1	4	1	1	1	3
	人件費	338	203	206	747	352	201	199	753	285	213	210	709	283	205	209	696
	運航費	332	321	344	997	326	348	411	1,086	343	354	444	1,141	383	341	401	1,126
	業務経費 (除運航費)	63	7	46	115	68	10	40	118	71	10	8	90	61	8	21	90
教育支援業務	506	139	148	792	496	143	147	786	453	123	145	720	506	200	228	935	
教育支援業務	一般管理費	168	52	48	268	195	56	55	306	167	45	46	258	140	38	34	212
	人件費	265	73	80	418	259	77	75	411	254	68	80	402	285	147	119	551
	業務経費	73	13	20	106	42	9	18	69	32	10	19	60	35	15	21	71
附帯業務	20	4	7	32	32	4	3	39	19	3	2	24	12	3	2	17	
合計	1,260	675	753	2,687	1,276	708	801	2,785	1,172	705	811	2,688	1,246	758	862	2,866	
施設整備費補助金	91	22	0	112	0	0	101	101	81	15	0	96	46	0	55	101	

飛行時間(時間)	6,262	6,450	5,045	6,855	6,508	5,178	6,547	6,372	5,707	6,539	6,383	5,449
燃料使用量(千ㇿ)	332	318	1,191	364	318	1,230	344	315	1,341	350	321	1,278
単位時間あたり燃料使用量(ㇿ)	53	49	236	53	49	238	52	49	235	54	50	235
燃料単価(ㇿ)	262	298	108	259	296	106	286	329	125	255	299	83
飛行学生数(人月)	396	438	378	438	427	401	405	419	537	410	424	505

注1：百万円未満については四捨五入しているため、表の数値を足し合わせても合計にならない場合がある。

注2：コスト構造の比較には不適と思われる単発的な経費（職員退職金、施設整備費補助金）は含めていない。

注3：飛行学生数については、学生の回・期ごとに人数が異なるため、1人1ヶ月の訓練を単位とした人・月ベースで計上。

（今後の標準的な人・月数は、宮崎432、帯広432、仙台576。宮崎学科課程は学生の人数の影響はほとんどない）

注4：燃料単価は4月1日時点での1ㇿあたりの価格

○23年から双発訓練機C90AIに代わり新型のG58が訓練に使用されることから、仙台分校の運航費、コスト構造に大きなインパクトが考えられるため、注視が必要。

○21年度の燃料単価は20年度をピークに下がったが、依然として高止まりしている。運航費の増加は他の経費に影響を与える恐れがあることから、運航経費を抑制するために飛行訓練装置(FTD)等の活用が必要。

追加教育の検証

追加教育の実施により、単発事業用課程における効果が確認されたが、多発計器課程における追加教育の実施は、引き続き、追加教育の実施方法の検討と検証の継続が必要。

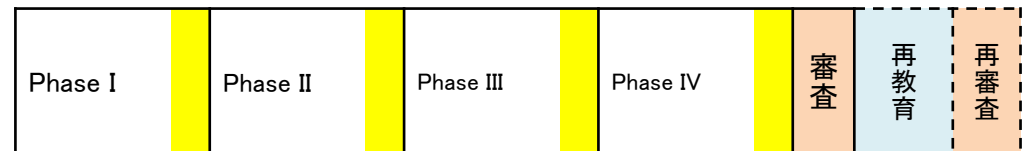
○各課程における技能審査不合格者及び割合

	単発事業用課程 (帯広)	単発事業用課程 (宮崎)	多発計器課程 (仙台)
旧シラバスを適用したクラス (平成17年度生)	8名(11%)	33名(47%)	30名(23%)
新シラバスを適用したクラス (平成20年度生)	1名(1%)	30名(43%)	46名(34%)

進度の遅い学生に対する追加教育は、フェーズの早い段階で実施するほど技能審査の不合格者は減少し、効果が確認できるが、多発計器課程では技能審査不合格者がむしろ増加している。この原因として、学生の操縦士適性の問題、追加教育の実施基準の問題などが考えられ、引き続き、最適な実施方法等を検討、実施していくことが必要。

(参考)

追加教育時間の拡大に加え、平成20年度から追加教育の実施時期を見直し、教育フェーズ終了後(技能審査の前)に行っていた追加教育を各フェーズ毎に実施可能とするとともに、追加教育を飛行訓練装置(FTD)による訓練にも拡大した。



操縦訓練のための姿勢記録装置と飛行再現システムの構築

目的 可搬型の簡易装置（振動ジャイロおよびデータ収集用パソコン）を学生訓練や職員訓練時に貨物室に搭載して、GPS位置情報・GPS速度情報、振動ジャイロによる機体のロール角、ピッチ角およびヨー角を収集して、操縦訓練における教育効果を向上させることを目的としている。

機材 機体基礎特性収集可搬型簡易装置（515×365×250）（図1）
振動ジャイロ姿勢センサ（TOKIMEC VSAS-10GM）
外部電源バッテリーパック
データ収集用パソコン
搭載状態を図2に示す。

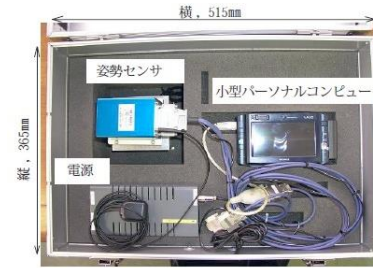


図1 機体基礎特性収集可搬型簡易装置



図2 搭載状態

利用の方向性

訓練飛行で収集した各種データを基に、実際の飛行をパソコンで視覚的に再現する。

時系列欄瀾角を基準にして、ロトル・ピッチ・ヨー・GPS速度をグラフ化する。

練習生の実際の飛行を動画および数値化グラフで確認しながら飛行後のブリーフィングに役立て、より一層の練習生の教育効果の向上を期待する。

研究結果

収集したデータをパソコンに表示させ、GPSデータおよび地図データを参照し、必要とする部分を抽出し、フライトシミュレータソフト「Flight Gear」を改造して、抽出したデータを動画で表示させるシステムを構築した。（図3）

本研究は、実科および学科の共同研究であり航空大学校研究報告（R-63）として成果の一部を報告した。

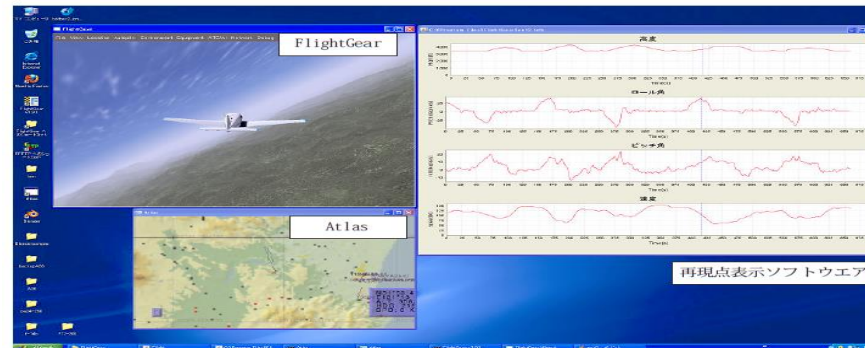


図3 飛行再現システム

パイロットレポート等に係る評価の一例

	概要	処置	(推定)原因	想定される結果	発生可能性	結果重大度	対策・フォローアップ
宮崎 2/26 JA4214	夜間飛行訓練のため宮崎空港を離陸し航法訓練中、都井岬にてLOW BUS VOLT ANNUNCIATORが点灯した。航大宮崎への通報後に、帰投し宮崎空港南側場周経路(RWY27)へ進入、その後BASEに向けて進入しBASE Turnを実施中に、送受信が困難な状況となり電源が切れた。その後、管制塔から緑色の閃光灯が見えたので着陸した。	当該教官から事情聴取 首席実技教官による当該教官に対する安全教育 翌日の飛行前点検において、当該部の一斉点検を実施した。 宮崎空港事務所との調整。	Alternator Terminal(出力側)の折損 Terminalに振動が繰り返し作用した事による疲労破壊	全電力の損出	4	C	整備課からの「電気装備品の負荷一覧表」を帯広にも配布する。
宮崎 4/26 JA4167	Solo訓練中、着陸時、クラブよりウィングローへの移行時、引き起こし不足によりわずかながらNose Gearから接地し、その後、ポーポイズとなり機体が跳ね、3度目の接地で収束した。この時の風は130/13あった。その後、通常通りN-2よりランプインした。	Ramp in後外観点検を実施したが異常なし。 PorpoisingによるLanding Gear関係及び機体への負荷を考え、「Unscheduled Inspection After Hard Landing (First Level)」を実施したが、異常なし	接地する際の引き起こし不足。	Nose gear破損	2	D	学生・教官への事例紹介
帯広 6/18 JA4169	Solo訓練中、着陸時、機体の沈みが思うより遅く、接地点標識を越えそうになった。このため、ピッチを下げてパスを修正した後、フレアーを実施しようとしたが、フレアーをする前にノーズから接地し、2回弾んで着陸した。	AFTER HARD LANDING 特別点検を実施した。(異常なし) 教官には再教育を行うよう徹底した。また、学生には次席による特別講義を実施した。	修正要領の誤解	機体の損傷	2	B	修正操作要領の継続的な教育

資質の高い学生の確保

○過去5年間の受験生数等の推移

入学年度	出願者数	対前年比	一次試験			二次試験			三次試験			受験倍率 (倍)
			受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
H19 (54回生)	687	108.70%	660	346	52.42%	338	106	31.36%	104	72	69.23%	9.5
H20 (55回生)	653	95.05%	630	346	54.92%	336	89	26.49%	88	72	81.82%	9.1
H21 (56回生)	648	99.23%	614	348	56.68%	338	113	33.43%	109	72	66.06%	9.0
H22 (57回生)	633	97.69%	618	347	56.15%	336	141	41.96%	140	72	51.43%	8.8
H23 (58回生)	574	90.68%	549	280	51.00%	275	107	38.91%	105	72	68.57%	8.0

○過去5年間の就職率

卒業年度	平成18年度 (51回生)	平成19年度 (52回生)	平成20年度 (53回生)	平成21年度 (54回生)	平成22年度 (55回生)
卒業生数	63名	63名	56名	62名	65名
就職者数	63名	63名	56名	54名	41名
就職率	100.0%	100.0%	100.0%	87.1%	63.1%

平成22年度安全業務計画

	計画事項	実施要領	実施時期
1	安全業務運営の主導的役割	<ul style="list-style-type: none"> 各校の環境及び課程等を考慮し、実効性／独自性が期待される安全業務計画の立案を促すよう各校安全委員会を指導する。 同計画の進捗状況について半期毎に確認を行い、安全の達成度を把握・評価するとともに、職員等の安全意識の更なる啓蒙にあたる。 各校へSMS導入のための指導を行う。 	通年
2	総合安全推進会議の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 3校の横断的な連絡調整にあたる。 SMSの導入に伴い安全管理規程を改訂する。 運航関係職員等の間において情報の共有化を図る。 	通年
3	安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> 「航大安全週間」に、施設及び業務等に対する安全総点検を行う。 「年末年始安全総点検」を行う。 	7月 12月、1月
4	他機関との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と安全に係る情報交換を行い、飛行訓練における安全の向上に努める。 	通年
5	安全監査	<ul style="list-style-type: none"> 各校に対し安全監査を実施する 	10月(帯広) 12月(仙台) 2月(宮崎)
6	安全研修	<ul style="list-style-type: none"> JAL、ANA、自衛隊等において安全管理に係る研修を行い、安全管理担当者の育成を図る。 	年2回程度

安全の基本方針

誓い

1. 「安全は全てに優先する」理念を基調に、役職員・学生は、不幸にして起こった過去の航大機事故の教訓を生かし、自ら律して航空安全の確保に万全を期す。

安全の確立

2. 航空安全はこれを支える安全管理システムの構築とこれに携わる人の安全意識の向上によって確立される。

法令の遵守

3. 役職員・学生は、航空法を始めとする我が国の法令や航空大学校の規程等の諸規則を遵守する。

4. 航空大学校の規則が航空法等の我が国の法令に適合しないことを認めた場合には、速やかにこれを是正する。

安全管理システムの構築

5. 学校の組織・制度、規程・要領を適正に整備し、各部門の緊密な連携のもと業務が円滑に実施できる安全管理システムを構築する。また安全管理担当者の育成を行う。

6. 教官、整備・運用職員は、無理のない計画、入念な準備、ルーティンワークの確実な実施を基本に航空安全を確保する。

安全意識の向上

7. ヒューマンファクターは事故のもっとも大きな要因である。役職員及び学生は、日常的な注意喚起をもって安全への緊張感を維持するとともに、安全教育、安全講習等によって安全意識の徹底・向上を図る。

8. 役職員は、安全への関わりと自らの役割の重要性及び責任を常に認識するとともに、現場における業務上の創意工夫を求め、評価し、広く安全対策に活用することなどにより、安全性を高めるとともに安全意識の向上を図る。

祈念の日

9. 7月11日を「航大安全祈念の日」と定め、同日を含む1週間を「航大安全週間」として、役職員・学生が安全への誓いを新たにす節目とする。

学生の安全教育

10. 学生の教育訓練においては、学生自らが単独飛行の機長として安全飛行の責任を有することを自覚させるとともに、将来エアライン機長として航空安全を担うための基礎知識と方法を教授し、パイロットとしての安全意識の育成を促す。

航空安全推進への寄与

11. 航空大学校と小型機を運航している事業者等との間において、各々が持つ安全に関する情報等を積極的に交換することにより、我が国の操縦訓練の安全性向上を図る。

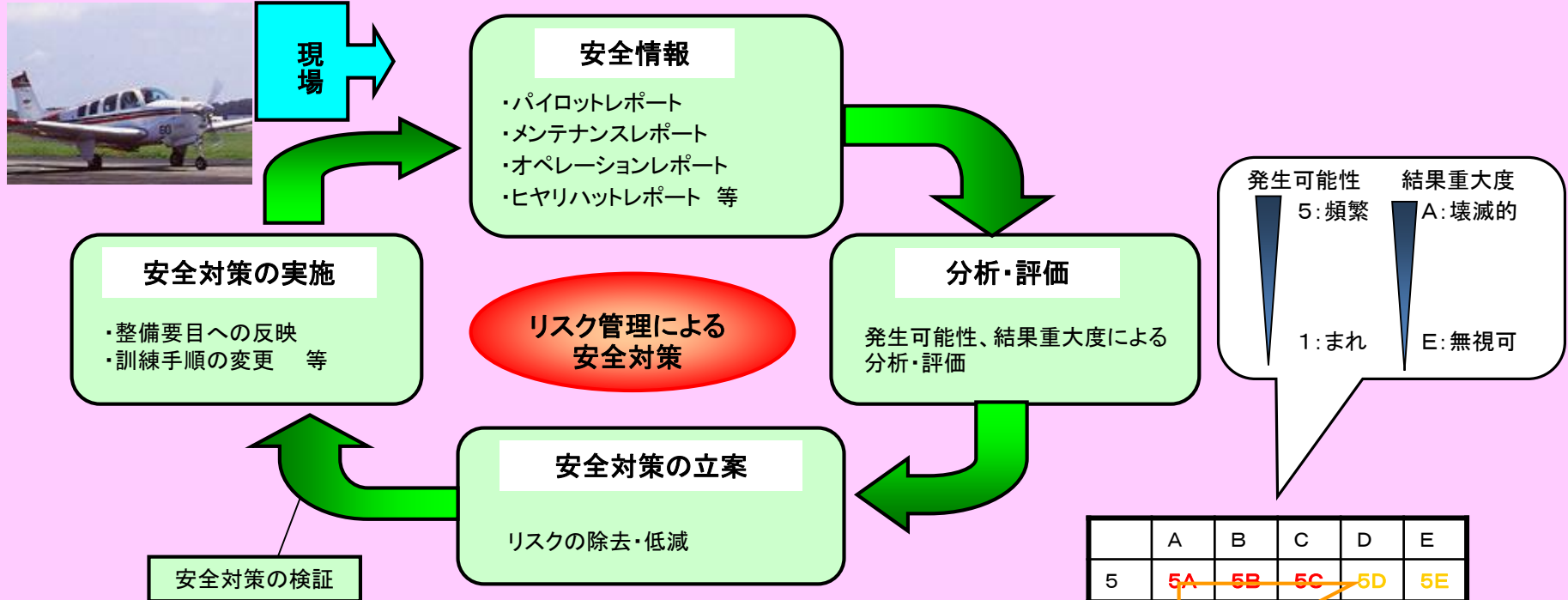
安全情報の収集

12. 不安全要素を正しく把握し、安全向上に活かすことは、安全を推進していく上で不可欠の機能であり、そのための安全報告の収集と活用に努める。

13. 報告された情報は安全の推進のためのみに活用するものであり、報告された情報のみで報告者の不利益につながらないように措置する。

安全管理システムの導入

安全管理の実施



安全管理システムの枠組み等に関する要件

- 責任と権限の明確化、安全方針・公約の策定
- リスク管理
- 文書化、組織内の伝達
- 適切な体制の維持改善
- 変更の管理 等

受容不能

受容

宮崎空港での滑走路上かく座事故

事故の発生

平成22年11月5日、学生単独飛行訓練において、宮崎空港に着陸した際、前脚を破損し滑走路上でかく座。(けが人なし)

①滑走路末端の通過速度が通常よりも速いまま、進入・着陸を継続した。

②滑走路接地後の再浮揚時に機体がどのような状況に陥っているか正しく認識できなかった。

③安全に着陸できる速度の範囲が明確になっていなかった。



事故直後の再発防止策

安全対策・安全教育

飛行訓練手順等に係る安全対策及び教官・学生に係る対策として以下を実施

- 基本的な知識や手順等の早期の定着
- 着陸進入の手順の見直し
- 単独飛行時間の見直し(教育規定の改正)
- ヒューマンエラーが関係している「ギア」や「ATC」のトラブルの分析・対策の検討
- 機内モニター用カメラの導入

機体の特別点検

航空局による安全監査
(平成22年11月18日実施)

さらに、今後は運輸安全委員会による事故調査の進展及びその結果を踏まえて適宜対策を見直すとともに、より幅広く安全対策を実施

鹿児島空港での滑走路上かく座事故



事故の発生

平成21年10月30日、学生単独飛行訓練において、鹿児島空港に着陸進入後、胴体着陸した。(けが人なし)

脚機構の不具合？

操縦者の思いこみ？

事故直後の再発防止策

機体の特別点検

胴体着陸をした機体と同型式機全機について

- 脚の作動状況の点検
- 警報装置及び関連システムの点検

を実施

安全対策・安全教育

飛行訓練手順等に係る安全対策として

- 事故事例に基づく安全教育
- 最終進入経路上での最終確認項目等の見直し
- 技量管理の徹底を図るための単独飛行基準等の見直し

等を実施

航空事故調査報告書と航大の対応

事故原因は、練習生が着陸時に脚下げ操作を失念し、その後の操作手順においても気付かなかったためと推定。(平成23年2月25日運輸安全委員会公表)

航空事故と人的要因の関わり等を認識するとともに、既に実施済みの事故再発防止策の再確認を行うため、学生及び教職員に対して安全教育を実施。(平成23年3月1日～3月2日実施)

民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況

	開催月	テーマ	出席機関数
第1回	H18. 6	①今後の操縦士養成について ②パイロット人材養成の目標	15
第2回	H19. 2	①指定養成施設の審査について ②座学視聴覚教材等の活用について	20
第3回	H19. 12	①各大学の養成計画について ②主な航空会社の操縦士採用計画について	20
第4回	H21. 3	①航空会社の乗員採用計画の現状について ②使用事業者の操縦士養成について ③航空大学校の支援について ④各大学の養成の進捗状況について	17
第5回	H21. 12	①最近のトピックス(今後の技能証明制度等)について ②MPLの養成について ③航空会社の来年度の募集予定について ④養成期間における安全管理体制について ⑤操縦士養成に係る試験・審査について	20
第6回	H23. 3	①最近のトピックス(今後の技能証明制度等)について ②航空会社の来年度の募集予定について ③各養成機関の養成状況について ④連絡会議の充実方策について ⑤操縦士養成に係る試験・審査について	21

※第6回民間操縦士養成機関連絡会議については、東日本大震災が発生したことから延期している。

航空思想の普及、啓発のための行事

イ 「空の日」行事等

航空大学校「空の日」行事は、3校とも恒例の行事として地域に浸透しており、今年度も地域との融和を図り様々なイベントを実施した。

宮崎本校 宮崎空港「空の日」行事に参加し、「施設見学」「紙ヒコーキ大会」「受験相談」「機材展示」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

帯広分校 とち帯広空港「空の日」記念航空まつりに参加し、「ふれあい縁日」「紙飛行機大会」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

仙台分校 仙台空港「空の日」行事に参加し、「航空教室」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

ロ. 航空教室の開催等

宮崎本校

実施日	行 事 等	参加者数
平成22年 7月27日	宮崎県立宮崎南高校「インターンシップ」	8名
平成22年 8月10日	宮崎県西米良村「米良のあさよむツアー」	59名
平成22年10月 16日	宮崎科学技術館・航空大学校「秋の航空教室」	20名
平成22年12月 3日	宮崎県高等学校等教育研究会物理部会「航空教室」	26名
平成22年12月 3日	九州管区行政評価局行政相談委員「航空教室」	24名
平成23年 1月15日	宮崎科学技術館・航空大学校「冬の航空教室」	22名

帯広分校

実施日	行 事 等	参加者数
平成22年 9月 8日	音更町立下音更中学校	4名
平成22年10月 5日	帯広市立つつじが丘小学校	2名
平成22年10月21日	(学) 帯広みどり学園 帯広ひまわり幼稚園	3名
平成22年10月28日	帯広市立西陵中学校	78名

仙台分校

実施日	行 事 等	参加者数
平成22年 6月14日	東北大学工学部	21名
平成22年 7月26日	東北地方整備局 空のみなと探検	32名
平成22年 8月 5日	尾花沢市・岩沼市 小学生交流会	48名
平成22年11月17日	塩竈市けやき教室	15名

ハ. その他

- 宮崎本校： 福岡空港スカイフェスタ2010(22.10.2)など他空港における「空の日」行事に参加し、広くPRするとともに地域等との融和に努めた。
- 帯広分校： 帯広空港周辺清掃活動、帯広空港歓迎雪像作りなどを通して、地域との融和、PRに努めた。
- 仙台分校： 施設見学などを通して地域との融和に努めた。

予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額

【別紙1 予算】

(1) 収入

①施設整備費補助金 ▲31百万円

東日本大震災被災のため、仙台分校の工事が中断となり返金したもの及び、契約差額による減である。

②業務収入 +8百万円

受託収入の増によるものである。

(2) 支出

①教育経費 +145百万円

運航経費増加及び訓練機事故による修理費用等の増によるものである。

②人件費 ▲142百万円

人事院勧告に準拠した給与等の減額改定及び人事交流による新陳代謝による減である。

③施設整備費 ▲31百万円

東日本大震災被災のため、仙台分校の工事が中断となり返金したもの及び、契約差額による減である。

④一般管理費 +14百万円

業務費の水道光熱費を統合したことによる増である。

【別紙2 収支】

(1)費用の部

①一般管理費 ▲17百万円

業務費の水道光熱費を統合したことによる増(+14百万円)、施設整備に係る震災被災のための工事中断による返金(31百万円)である。

②減価償却費 +3百万円

減価償却費が増加したものである。

③教育経費 +146百万円

燃料単価の高騰による運航経費増加等に伴う執行増によるものである。

④人件費 ▲142百万円

人事院勧告に準拠した給与等の減額改定及び人事交流による新陳代謝による減である。

⑤臨時損失 +48百万円

訓練機事故による修理費用等の増(+40百万円)、震災被災による航空機部品等の滅失(+8百万円)である。

(2)収益の部

①施設費収益 ▲31百万円

東日本大震災被災のため、仙台分校の工事が中断となり返金したものの及び、契約差額による減である。

②業務収益 +8百万円

受託収入の増によるものである。

④資産見返運営費交付金戻入 +2百万円

たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑤資産見返物品受増額戻入 +2百万円

国から引継いだ、たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑥臨時利益 +97百万円

独法会計基準81第3項の規定に基づく運営費交付金債務残高を収益化したものの及び、当年度発生した固定資産見返寄付金戻入である。

【別紙3 資金計画】

(1)資金支出

①業務活動による支出 +8百万円

人件費の減及び一般管理費の減(▲155百万円)、教育経費の増(+146百万円)、施設整備費の減(▲31百万円)、臨時損失(+48百万円)である。

②投資活動による支出 ▲31百万円

東日本大震災被災のため、仙台分校の工事が中断となり返金したもの及び、契約差額による減である。

③財務活動による支出 +34百万円

不要財産に係る国庫納付等による支出(+23百万円)、ファイナンスリース債務返済による支出(+11百万円)である。

(2)資金収入

①業務活動による収入 +8百万円

受託収入の増によるものである。

②投資活動による収入 ▲31百万円

東日本大震災被災のため、仙台分校の工事が中断となり返金したもの及び、契約差額による減である。

平成22年度随意契約内訳

	件名	請負事業者	年度内の支出 (円)	契約実績額 (円)	移行困難な理由	今後の見込み
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (特別管理産業廃棄物)処理 業務委託	日本環境安全事業(株)	25,548,600	25,548,600	宮崎県内には実施出来る事業者がなく、廃棄物処理法により、左記事業者は北九州市から許可を受けた処理施設を保有しているため	平成22年度限り
2	専用通信料	西日本電信電話	3,612,672	3,612,672	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を使用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う。
3	専用通信料	東日本電信電話	1,544,700	1,544,700	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を使用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う。
4	専用通信料	NTTコミュニケーションズ	3,574,848	3,574,848	接続相手方(航空局)が請負事業者の回線を使用しているため(運用課FIHS回線)	随意契約を行う。
5	水道使用料	岩沼市水道局	2,612,096	2,612,096	供給相手方が1者のみであるため	随意契約を行う。

少額随意契約(予定価格が 役務100万円 購入160万円 工事250万円 売り払い100万 賃貸借80万円以下)除く